

華永護浪華云々

とあり(名所)明治六年郷社に列す、境内千八百八十九坪(官有地第一種、本殿、拜殿其他社務所、舞臺、門等の建物)を備へ、結構壯麗なり、當社俗に一の宮と稱す、八ヶ村の産土神たり、(名所)

境内神社

殿島神社

玉依姫神社

稻荷神社

大國主神社

例祭日 十月十四日

會計法適用 明治四十一年十月十六日  
指定年月日 告示第四百九十三號

神饌幣帛料供進 明治四十年八月二十一日  
指定年月日 告示第二百四十二號  
氏子戸數 四百〇五戸  
崇敬者員數

○大阪府河内國北河内郡津田村大字津田字家形

郷社

三之宮神社

祭神

天	津	神	大	御	食	津	命	須	佐	之	男	命
稻	田	姫	命	大	國	主	命	須	勢	理	姫	命
譽	田	別	命	仁	德	天	皇	上	筒	男	命	
中	筒	男	命	底	筒	男	命	息	長	帶	姫	命

御神體は御鏡御太刀、玉石となす、創立年月詳ならずと雖も、古昔よりの鎮座にして、豊臣秀頼の再建に係り

大阪城鬼門除の社とす、交野郡三ノ宮と稱す、明治五年五月穂谷村氏神品陀和氣命を本社に合祭せり、同年十一月郷社に列す、社記には前記祭神の外天津神、大御食津神、須佐之男命、稻田媛命、大國主神、須勢理媛命、上筒男命、中筒男命、底筒男命、仁德天皇、息長帶姫命を祭れりとあり、社殿は本殿、神饌所を有し、境内千二百二十三坪(民有地第二種)たり。

社傳によると、神功皇后九年三韓を攻めたまはんとする時、此地に行幸まして、天神に祈ります、時に神現はれたまひて曰く、是より出て、南したまはむに、山谷は途難し、故に谷深に物を置きて導き奉らむと告げたまひき、明日南に赴き給ふに、山谷に神告の如く、白幣と稻穂とを竹筒にさして處々にあり、此時に又神の告ありて策謀を授けたまひきと、皇后御凱旋の後幣帛を奉りて祀りたまひ、後仁德天皇二十九年春、詔ありて社殿を營みて祀り鎮めたまひき、勅使は額田大中大彥皇子なりと、天平勝寶二年神功皇后の故事によりて、息筒屋形神と神號を賜ひ、其山の谷を穂谷と名づけたまふ、文德天皇仁壽三年春正三位勳六等を授け、清和天皇貞觀十一年河内國一圓穀登らす、乃ち班幣あり、陽成天皇元慶四年秋、田三千歩を賜ひ以て春秋の祭費に充てしめたまひきとあれど、國史を検するに、三韓征伐は神功皇后攝政元年にして九年にあらず、又三韓に渡りたまひしは、筑紫よりの事にして、皇后の筑紫にいでまし、は、仲哀天皇八年の事なれば符合せず、姑く掲げて後考を俟つべし。

境内神社

殿島神社

貴船神社

神明神社

例祭日 十月十四日

神饌幣帛料供進 明治四十一年十月十六日  
指定年月日 告示第四百九十三號